つくば市長　宛て

指定居宅サービス、指定介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業所管理者誓約書

　介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第66号）、介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第69号）及びつくば市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業を行う事業者の指定の基準に関する要綱（平成30年つくば市告示第1131号）並びにつくば市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業を行う事業者の指定の基準に関する要綱（平成30年つくば市告示第1130号）の規定に従い、当該指定事業所の管理者の責務（「管理者の責務チェックリスト」を確認すること。）を適正に果たすことを誓います。

　　　　　年　　　月　　　日

事業者名（開設法人名）

事業所名

管理者氏名

 　　　　　※管理者氏名欄は自署とすること。